平成28年労第120号

主文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社に雇用され、B所在の同社C営業所において運転手として就 労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、バックで走行してきたフォークリフトに ひかれ右足を負傷したという。

請求人は、同日、D医療センターに受診し「右頚骨開放粉砕骨折、右広汎性大腿皮膚欠損創」等と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ(症状固定)した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1の障害等級(以下「障害等級」という。)第4級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第4級を超える障害等級に該当 する障害であると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1) 再審査請求代理人は、請求人の大腿部の疼痛はデグロービング損傷に伴う神経切断及び皮膚移植による皮膚の脆弱性によるものであり、右大腿切断とは派生関係にないことから、切断に係る障害とは別個に評価すべきである旨主張する。
- (2) 請求人の右下肢には、「1下肢をひざ関節以上で失ったもの」(障害等級第 4級の5)に該当する障害が残存している。

障害等級表上「1下肢をひざ関節以上で失ったもの」には、「股関節において寛骨と大腿骨を離断したもの」、すなわち股関節以下で下肢を亡失したものも含まれるところ、1下肢の障害としては労働能力を完全に喪失したものとして最上位の等級に格付けられており、同一下肢に他のいかなる障害が残存したとしても当該欠損障害の障害等級を超える等級にはなり得ないものである。

したがって、請求人に残存する右下肢の神経症状と欠損障害との関係にかか わらず、結果として請求人に残存する障害の障害等級は、第4級にとどまるも のである。

3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第4級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。